

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和8年3月30日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめタウン学園店

(2) 所在地

広島県東広島市西条町下見4465-1外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社タカキベーカリー	代表取締役 坂本 和久	広島県広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター 芳樹園	代表取締役 宮迫 正光	広島県東広島市八本松東七丁目13 番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町5番2号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原 直史	広島県東広島市西条町御菌宇6754 番地
株式会社ハニーズホールデ ィングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松27番地の1
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4 番14号

澤田 敏郎	澤田 敏郎	広島県三原市宮浦六丁目27-7
株式会社ネクサスエンタープライズ	代表取締役 原本 憲一	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号 千日前M'sビル5階
株式会社良品計画	代表取締役 清水 智	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町4番地の8

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社タカキベーカーリー	代表取締役 坂本 和久	広島県広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター芳樹園	代表取締役 宮迫 正光	広島県東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町5番2号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原 直史	広島県東広島市西条町御菌宇6754番地
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
澤田 敏郎	澤田 敏郎	広島県三原市宮浦六丁目27-7
株式会社良品計画	代表取締役 清水 智	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町4番地の8
株式会社ENOVAエンターテイメント	代表取締役 樋田 裕吾	千葉県市川市市川一丁目7番15号

3 変更年月日

名 称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社ネクサスエンタープライズ	退店	令和7年8月1日
株式会社ENOVAエンターテイメント	入店	令和7年8月1日

4 変更の理由

小売業者の入退店による。

5 届出年月日

令和8年3月16日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年3月30日（月）から令和8年7月29日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月29日（水）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課